

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 4 月 22 日	
佐賀県知事 殿	
提出者 住 所 佐賀県伊万里市東山代町長浜2150番地1 氏 名 株式会社 古賀建設 代表取締役 古賀政博 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0955-23-4188	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 古賀建設
事業場の所在地	佐賀県伊万里市東山代町長浜2150番地1
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06総合工事業
② 事業の規模	96,162万円
③ 従業員数	47人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和 7 年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙の通り

別紙の通り

排 出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

- ・受注工事の内容により、産業廃棄物の排出量が多くなった。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙の通り

別紙の通り

排 出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

- ・受注工事計画時に、排出の抑制について検討する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・廃棄物方針等に従い、種類、処理方法(中間処理、最終処分)別に分別する。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・再利用率が向上する様、分別する。 ・処理委託業者の選定は、再利用・資源化の処理業者に委託する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再利用率が向上する様、分別する。 ・処理委託業者の選定は、再利用・資源化の処理業者に委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)
(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず	繊維くず	紙くず	金属くず							
	排 出 量	1326.028 t	233.591 t	8.242 t	12.131 t	16.080 t	0.192 t	4.950 t	7.571 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず	繊維くず	紙くず	金属くず							
	排 出 量	900.000 t	200.000 t	5.000 t	8.000 t	10.000 t	0.100 t	3.000 t	5.000 t	t	t	t	t	t	t	t

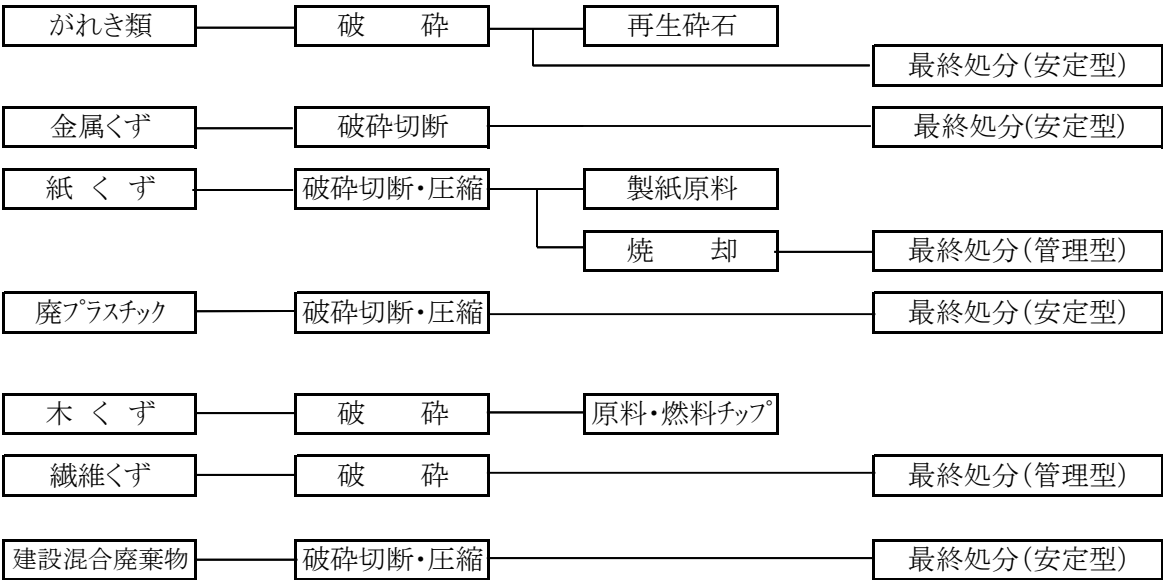
(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項																
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず	繊維くず	紙くず	金属くず							
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず	繊維くず	紙くず	金属くず							
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず	繊維くず	紙くず	金属くず							
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】															
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず	繊維くず	紙くず	金属くず							
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)
(第 4 ・ 5 面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項																	
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】																
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず [※]	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず [※]	繊維くず [※]	紙くず [※]	金属くず [※]								
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】																
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず [※]	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず [※]	繊維くず [※]	紙くず [※]	金属くず [※]								
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																	
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】																
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず [※]	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず [※]	繊維くず [※]	紙くず [※]	金属くず [※]								
	全処理委託量	1236.028 t	233.591 t	8.242 t	12.131 t	16.080 t	0.192 t	4.950 t	7.571 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	610.204 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1204.720 t	233.591 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	4.440 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】																
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず [※]	建設混合廃棄物	廃プラスチック	ガラスくず [※]	繊維くず [※]	紙くず [※]	金属くず [※]								
	全処理委託量	900.000 t	200.000 t	5.000 t	8.000 t	10.000 t	0.100 t	3.000 t	5.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	400.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	800.000 t	200.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	3.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t

別紙2
産業廃棄物の一連の処理工程



廃棄物管理体制図
(1) 責任者及び職務

総括責任者 廃棄物担当		所 属: 工 事 部 工 事 部 長
		工 事 部: 課 長
役割	環境管理委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－工事部－関連部署部課長 ・事務局－工事部
	廃棄物処理 総括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当 (現場代理人)	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項

(2) 管理体制

